第１章 はじめに

１．景観形成ガイドラインとは

長岡京市では、景観法に基づき、平成 20 年 4 月 15 日に「長岡京市景観計画」をつくりました。この計画は、「住みつづけたいみどりと歴史のまち」の実現に向けて、わがまちのすばらしい景観を子や孫の世代へと引き継ぐために、景観づくりの基本方針、基準などを定めたものです。

平成 20 年の景観計画策定後は、良好な景観形成のためにゆるやかな規制・誘導を図ってきましたが、これからの 10 年を考え、未来に向かって景観形成のステップアップを図るため、平成 30 年 12 月に「長岡京市景観計画」の改定を行いました。

「長岡京市景観形成ガイドライン（令和 2 年 10 月改定）」は、「長岡京市景観計画（平成 30 年 12 月改定）」において定める景観形成基準の各項目について、分かりやすく解説・例示したものです。

良好な景観をつくるためには、市民・事業者・行政といった長岡京市に関わるすべての人が、長岡京市の景観の価値を理解しながら、お互いに協力し合い、様々な面で景観に配慮する中で工夫やアイデアを考え、積み上げていくことが大切です。

「長岡京市景観形成ガイドライン」は、長岡京市の景観づくりに関わるすべての人々に、良好な景観を形成するためのイメージを描く際の手引書として広く用いられることで、市民・事業者・行政協働の景観づくりを推進する、という目的で作成しました。